

重 要

2014（平成26）年8月

東京三弁護士会登録予定者各位

東京 弁 護 士 会
会 長 高 中 正 彦
第一東京弁護士会
会 長 神 洋 明
第二東京弁護士会
会 長 山 田 秀 雄

東京三弁護士会新規登録弁護士研修のご案内

【新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的】

東京三弁護士会では、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、新規登録弁護士研修を実施しています。本研修は、登録1年未満の弁護士に対し、弁護士自治・会務活動等を中心とした弁護士制度に関する研修並びに実務研修を含めた民事及び刑事双方に関する研修を組織的に行うことにより、弁護士としての使命を自覚させ、かつ、実務家としての弁護士が最低限必要とする基本的な知識及び能力を具備させることを目的として実施するものです。

【新規登録弁護士研修の概要】

研修内容の細目については三つの弁護士会の間で若干の差異はありますが、履修が会則上の義務とされている点（不履行の場合には懲戒対象となることがあります）、新規登録弁護士を雇用する弁護士にも研修協力義務を課している点などの骨格において共通しています。また、各会が実施する新規登録弁護士集合研修への参加を義務付けている点も東京三弁護士会で共通です。

東京三弁護士会が本年度実施予定の研修の概要やスケジュール等の詳細は、本書面に添付されている各会の説明資料をご参照下さい。

【雇用弁護士の届出】

東京三弁護士会への入会申込の際には、新規登録弁護士を雇用する弁護士から「新規登録弁護士雇用届出書」を新規登録弁護士を通して提出して頂きます。「新規登録弁護士届出書」は、新規登録弁護士研修への協力義務を負うべき弁護士を特定するための資料として提出を求めるもので、新規登録弁護士に対して時間管理や事件配転等の面で実質的な指導監督を行いうる弁護士1名を届け出ていただきます。（雇用されない場合には不要です。）

「新規登録弁護士雇用届出書」の用紙と雇用弁護士宛の協力依頼書（説明書）

を同封いたしました。新規登録弁護士（予定者）において事前に当該用紙に雇用弁護士の署名捺印を貰ったうえ、入会申込の際に新規登録弁護士自身が各会に提出して下さい。

なお、登録後直ちに組織内弁護士となる方については、新規登録弁護士雇用届出書は不要であり、「新規登録弁護士企業協力確認書」の方をご提出ください。また、法テラスに入所しスタッフ弁護士となる方については「新規登録弁護士研修協力確認書」をご提出ください。その他、ご不明な点は登録予定会の事務局にお問い合わせ下さい。

以 上

【添付資料】

1. 雇用弁護士に対する協力依頼書（説明書）
2. 登録予定会の研修概要及びスケジュール
3. 新規登録弁護士雇用届出書